

## 求職活動要件の緩和について

令和4年4月26日、政府において、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を決定し、当分の間、求職要件の取扱いを、以下のとおりとしますので、ご確認をお願いいたします。

### 【求職活動について】

現在求職活動要件として設けている次の項目について、当分の間、緩和します。

- ・ 月に2回以上、ハローワークの職業相談を受けること
- ・ 原則週1回以上、求人先の応募を行う、または求人先の面接をうけること



### ○当分の間

- ・ **これらの回数をそれぞれ月1回に緩和**

上記により、求職活動の回数を減らした方は、受給期間中、月に一度の提出をお願いしている就労・生活状況報告書等にその旨をご記載いただきますようお願いいたします。(就労・生活状況報告書等の様式は支給決定時に送付しています)

なお、求職活動を禁止するものではありませんので、可能な範囲で求職活動を行っていただくことは差し支えありません。

ご不明な点がございましたら、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターへお問い合わせください。